

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025（令和7）年4月1日 ～ 2030（令和12）年3月31日【5年間】

2. 内容

<目標1>

管理職及びその候補となりうる部次長以上における女性比率を15%以上にする。

<目標2>

女性管理職及びその候補となりうる人材を継続的に育成するため、2030年1月1日時点で直近10年間に入社した女性の定着率を85%とする。

3. 目標達成への取組

<取組内容と実施時期>

2025～

- ・ 育児や介護のためのテレワーク制度を整備する
- ・ 育児介護制度の周知、説明資料を改良する
- ・ ベビーシッターサービスの補助制度を拡充する
- ・ 社内外のハラスメントに関する研修を、管理職や一般社員に向けて実施する

2026～

- ・ 管理職研修を通じてマタハラ、パタハラへの認識をアップデートする
- ・ 女性社員や育休男性社員のマネジメントやキャリア形成に関する研修を実施する

2027～

- ・ 重要な会議、採用やインターンシップ、各種プロジェクトなどに女性を積極的に参画させる

随時

- ・ 記事、写真、広告などのコンテンツを、人権やジェンダー平等の観点からチェックし議論できる体制を構築する
- ・ 労使協議の場で、労働時間の推移をチェックする
- ・ デジタルツールを導入し、場所にとらわれない働き方を追求する

以上